

# 年金受給者の稼得活動

**Marcel Bourgeois**

(スイス)

本稿には、年金受給者とかれらの稼得活動が論述されている。近年では、老齢・遺族年金制度で定められた年齢に達した人びとが次第に増えており、かれらは稼得活動に従事するのを続けてきた。老齢年金、労働からの所得、および、特殊な例では、退職年金を組合せることにより、多数の年金受給者は所得の合計が退職前に取得した最後の賃金をかなり上まわる所得を手に入れることが可能になっている。多数のこれらの人びとは、財政的な理由のためではなくて、第一義的には、完全に労働を停止して、余りにも不愉快な思いをして労働生活から離脱するのを避けるために、労働を続けてきた。

老齢・遺族年金に対して受給資格を取得するのは無条件である。たとえば、稼得活動を停止することは要求されない。この基本原則は寡婦年金と遺児年金もカバーしている。しかし、スイス全国災害保険基金もしくは軍人保険年金と老齢年金を組合わせる場合には、前者の給付にある減額が行なわれるかも知れない。さらに、退職年齢後に稼得活動に従事する者は、当人の老齢年金に受給延期を要求されるかも知れない。公的な退職基金によって受給を認められた人びとは、同様な規定で管理される。つまり、基本的には、受給者が労働を続ける場合に、これらの年金は減額されない。しかし、スイス全国災害保険基金もしくは軍人年金による年金に同様な受給資格を取得する場合には、減額が規定されている。民間企業の年金基金がもっている大部分の規定は、年金の併給の問題もしくは稼得活動に従事する年金受給者の立場について、なんらの規則も含んでいない。

老齢保険制度に2本目の柱、つまり職業に関連させた年金を採用するのは、年金制度のよりすぐれた統合を正当化すると、筆者は考えている。しかし、そのような調和に対する法的な根拠は欠けている。したがって、被保険者の続ける労働が実質的な収入をかれにもたらす限り、被保険者に老齢年金の受給延期を要求しながら、老齢・遺族保険制度を管理する機関と各保険基金との間で協約が締結されるべきであると、筆者は提案している。

Zur Frage der Erwerbstätigkeit von Rensionierten, Schweizerische Zeitschrift zur Sozialversicherung, 18th year, 1974, pp.26 et seq.; No.54, '74/75.

# 児童手当の改正

**R. Roter**

(イスラエル)

本稿には、最近の児童手当改正について、経済政策と社会政策の影響、つまり、貧困の減少と所得分配の検討が論述されている。

中央値に当る所得の半分以下の所得水準、かれらの住居の密集度、および生活環境によって判断すれば、イスラエルの大家族は貧困にとって主要な貯水池になっている。貧困なすべての子供達のうち、75.0%は子供が4人以上の世帯に、また、50.0%は6人以上の世帯に属している。

調査で発見された興味のある1例は、貧困な世帯の子供の90.0%が両親の揃っている正常な世帯に属しており、これらの中の80.0%では、世帯主が稼得活動に雇用されているということである。かれらの低い経済的な水準の基本的な